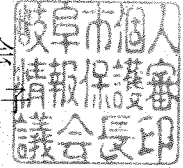


答 申 第 2 8 1 号
令 和 2 年 6 月 2 9 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和2年6月29日付け岐阜市子支第182号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

岐阜市教育委員会事務局幼児教育課（以下「幼児教育課」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため臨時休園をした幼稚園の園児1人につき、5,000円分の図書カードを配布する「子どもの学び応援事業」（以下「事業」という。）を実施する。

事業の対象者（以下「対象者」という。）は、本市に住民票を有し、かつ、市内の公立幼稚園若しくは私立幼稚園又は市外の私立幼稚園の園児であるところ、幼児教育課は、対象者のうち、市内及び市外の私立幼稚園の園児の情報及び当該園児の保護者の情報（以下「本件個人情報」という。）については保有していない。

一方で、岐阜市子ども未来部子ども支援課（以下「子ども支援課」という。）は、私立幼稚園の園児の幼児教育・保育の無償化に伴う事務の実施に当たり、本件個人情報を保有しているところである。

そこで、対象者に係る名簿の作成に当たり、条例第10条第2項第6号の規定により、子ども支援課が保有する本件個人情報を幼児教育課に提供する。

2 提供する保有個人情報

- ア 市内及び市外の私立幼稚園ごとの園児の氏名、住所及び生年月日
- イ 上記園児と同一住所の保護者の氏名

3 意見

適当なものとする。